

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五 四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件 五 四
- 一般競争入札を行う件 五 五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五 七

告 示

福島県告示第六百五十八号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月十五日から同年十一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年十月十五日

- 福島県知事 佐藤 雄 平
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物に係る事項
 - (一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。
 - また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全

に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。
 (二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）事業系一般廃棄物など）ごとにそれぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
 （商業まちづくり課）

公 告

公告第三百十四号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十五年十月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月七日
- 二 名称
NPO法人災害復興支援ボランティアネット
- 三 代表者の氏名
松本 光雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市小高区本町二丁目八十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、災害時の被災地に対して、復旧活動に関する事業を行い、被災地復興に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十五年十月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月七日
- 二 名称
特定非営利活動法人右近清水と桜を守る会
- 三 代表者の氏名
加藤 春男
- 四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
この法人は、平成名水百選に選ばれた地域の名水右近清水を末永く後世に継承するため、右近清水周辺環境の保全等に関する事業を行い、併せて地域づくりの推進、子どもの健全育成に関する事業を実施し、右近清水を核として地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月七日
- 二 名称
特定非営利活動法人夢あるき
- 三 代表者の氏名
森田 まゆみ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市町北町藤室字藤室南百八十九番地一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、発達障がい児・者に対する療育・支援を行なうとともに、障がい児・者に関する社会一般への知識の普及を図り、障がい児・者の福祉の増進をめざし、地域福祉のために障害福祉サービス並びに障害児通所支援サービス等を提供し、貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第317号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける環境放射能データ収集・処理システム構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年10月15日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 環境放射能データ収集・処理システム構築業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月28日まで。
- (4) 履行場所 福島県自治会館(福島県福島市中町8番2号)ほか17か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第255号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年11月7日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号(福島県自治会館3階)
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課放射線監視室
電話024-521-8498

なお、郵便により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年11月7日(木)午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成25年10月15日(火)から平成25年11月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月4日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、240円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成25年11月1日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年11月25日(月)午前10時30分
- (2) 場所 福島県自治会館3階原子力安全対策課放射線監視室(福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年11月22日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : System construction of environmental radioactivity data collection and processing 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 10:30 a.m.,25 November 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:15 p.m.,22 November 2013
- (4) Contact point for the notice:Nuclear Power Safety Division, Radiation monitoring Unit, Public Safety Office, Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-8498

(原子力安全対策課放射線監視室)

公告第三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年十月十五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
雄国山麓土地改良区

退任した役員

住所

理事 猪俣 慧

喜多方市熊倉町都字道地丙一二五二番地

同 大堀 英雄

同 市塩川町五合字宮ノ上戊二二九番地

同 猪俣 美行

同 市熊倉町都字宮ノ前丙五一一番地一

同 物江 重男

同 市塩川町中屋沢字田中乙三三四番地

同 須田 禎吉

同 市塩川町中屋沢字深沢甲一三番地

同 物江 良一

同 市塩川町五合字金森甲五七六番地

同 遠藤 清長

同 市熊倉町新合字山ノ神丙四三六番地

同 渡部 眞之

同 市熊倉町新合字勝本甲二〇九二番地一

同 植田 清夫

同 市熊倉町雄国字中丸丙一二六三番地

同 麻生 幸一

同 市熊倉町雄国字七本木甲四九九番地

同 山本 文麿

同 耶麻郡北塩原村大字関屋字大道西三一三番地

同 山口 信也

同 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地

同 小椋 敏一

同 耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五

同 富田 孝雄

同 耶麻郡北塩原村大字関屋字家ノ下九五六番地

同 安部 安喜

同 郡同 村大字関屋字細ノ山丁一七一五番地

就任した役員

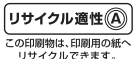
住所

理事 猪俣 慧

喜多方市熊倉町都字道地丙一二五二番地

同 小椋 敏一
同 安部 安喜
同 田沢 正人
同 岩田 多吉
耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五
喜多方市熊倉町雄国字細ノ山丁一七一五番地
同 市塩川町常世字上村九二六番地
耶麻郡北塩原村大字関屋字西新田一一二九番地

（農村計画課）



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷